

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十第

行發日一月一年一十正大

| | |
|----------------|-------------|
| マルクス氏餘剩價值説の評論 | 法學博士 田島 錦治 |
| 我邦の所得税を論ず | 法學博士 神戸 正雄 |
| 奴隸制と賃勞働制 | 法學博士 河上 肇 |
| 累進税の根據に就いて | 法學博士 小川 郷太郎 |
| 植民政策上より觀たる委任統治 | 法學博士 山本美越乃 |
| 小作制と小作法 | 法學博士 河田 嗣郎 |
| 社會の團結の減衰 | 文學士 高田 保馬 |
| 海運に於ける競争と獨占 | 法學士 小島昌太郎 |
| 舊尾張藩に於ける地割制度 | 農學士 奥田 彥 |
| 財産税と國富統計 | 法學士 汐見 三郎 |
| 開城簿記の起源に就て | 法學士 大森 研造 |

累進税の根據に就て

小川 郷太郎

緒言

累進税の根據に關する學説は甚だ多いが、セリグマンの説に従へば、¹⁾凡そ之を三に大別することが出来る。其一は社會主義的若くは社會政策的學説であり、其二は補償説であり、其三は經濟説である。其一及其二は姑く之を措く。余は茲に専ら經濟説に就て研究して見たいと思ふ。

累進税の根據に關する經濟説といふは、何故に累進税を課するかといふ理由を經濟の學理より説かんとするものである。尤も經濟の學理とはいへ、他の倫理觀等を加へないといふのではない。

累進税の根據に關する經濟説は十八世紀頃から今日迄段々發達して來た、而して其發達は租税の根據に關する學説の發達に伴ふてゐる。即ち租税の根據に關する交換説が行はれたときには、専ら比例税論が行はれたが、中には其根本論より出でて、累進税論を唱ふる者が出て來た。租税の根據に關する義務説若くは能力説が行はるゝに及んで、之に基いた累進税論が發達した、尤も能力説が行はるゝに至つても、學者の説は一躍して累進税論に進んだのではなかつた。其初にあり

1) Seligman: Progressive Taxation in Theory and Practice. 2 ed. p. 129 以下

ては能力に應ずる税は比例税でなければならぬと論じて居つた。後、累退税 (degressive Steuer) 殊に最低生活費を控除して其残額に比例税を課すべしとするの説が唱へられたが、最近に至て累進税は一般に學者の認むる所となつた。而して其累進税の根據を説明すべき論理に至つては必ずしも一様でない。或は均等負擔説若くは均等犠牲説より出で、之を説くのがあり、或は最小犠牲説より出で、之を説くのがあり、或は純經濟説より出で、之を説くのがあり。而して其均等犠牲といひ又は最小犠牲といふは一の倫理觀に外ならぬが、是等の説は此倫理觀に配するに經濟學理たる限界效用若くは效用遞減の法則を以てするのである、純經濟説より出で、之を説くもの、中にも效用遞減の法則に據つてゐるものがある。是れ此等の説を累進税の根據に關する經濟説といふ所以である。

余は累進税の根據を明にする爲めに、先づ此等學説の發達を辿り、交換説に基いた累進税論より初め、累退税説、均等犠牲説、最小犠牲説、純經濟説を順次に紹介し且つ批評し、最後に卑見を述べて見たいと思ふ。此累進税に關する學説の發達に就ては、主としてセリグマンの研究に從ひ、グラバイン等の研究を参照した。²⁾

第一 交換説に基ける累進税論

累進税の根據に就て

第十四卷 (第一號 七五)

七五

2) Seligman: op. cit.
Max Grabein; Beiträge zur Geschichte der Lehre von der Steuerprogression
(Finanzarchiv XII Jg. S. 471-558. u. XIII Jg. S. 111-153)

交換説より出發すれば、比例税論に到着するのを自然の歸結とする。故に此派の學者は概ね比例税論を唱へたのである。所が、中には累進税論を唱へるものも出來て來た、併し乍ら交換説より出て、累進税論を主張するには、多少交換説の理論を變更せねばならぬ。是に於て本來の交換説を奉ずる學者にありては、或は國家の個人に與ふる保護は財産の増加に比例するよりもヨリ以上に進むものであると説いた、ガルニエーの如し³⁾。或は政府より受くる個人の利益は貧者よりも富者に於て大であると説き、ルソー、コンドルセー、ベルニエの如し、更に進んでは、個人の利益は其所得の増加に伴ひて幾何學的級數を以て増すものであると説いた。アイゼンハルトの如し⁴⁾。是等の理論より出發すると、租税は累進税でなければならぬことになる。

保險説を採る學者に在りては、或は保險せられるものは個人であつて財産でない、財産は社會的制度に過ぎぬから其内容形式をば自由に變更することが出来る、故に累進税が社會上有利の結果を齎らすものである以上は之を正當とせねばならぬと論じた、ボーチエーの如し⁵⁾。或は又租税を保險料と看做し之を數學的に研究して、保險料は保險せられる財産の價格よりも速に増加し、財産價格の自乗よりも遅れて増加するものであることを論じ、保險説より累進税論を演繹する者がある。フォーボーの如し⁶⁾。

之を要するに交換説若くは保險説は、國家の保護や、個人の國家より受くる利益や若くは保險料とも看做さるべきものが、財産若くは所得の増加するよりもヨリ以上に進むものであるから、

3) Joseph Garnier: Traité des finances 1883. 4éd. p. 67

4) Rousseau; Discours sur l'Oeconomie politique, 1758 Condorcet; Sur l'Impôt progressif, 1792 Vernier; L'Impôt sur le Luxe et Richesses, 1793.

5) Eisenhart; Philosophie des Staates, II, 1844, S. 197

6) Vauthier; De l'Impôt progressif. 1851

7) Fauveau; Considérations mathématiques sur la théorie de l'Impôt. 1864.

累進税でなければならぬと論ずるものである。所が此説は多くの點に於て誤てゐる。
第一に其此説は前提に於て誤てゐる、此説は民約説又は自由説を前提としてゐる、然るに今日

の國家は人民の契約に依つて成り立つたものでもなく、又國家の目的を人民の權利自由の保護に限られるものでもない。今日の國家は實に歴史の産物であつて、而も其目的とする所は人民の保護に止まらないで、威力の維持、民福の増進、文化の進歩にも及んでゐる、是れ今日の國家を文化國といふ所以である。されば民約説や自由説を前提とする交換説を以て文化國の租税を説明することは出来ぬと謂はねばならぬ。

第二に此説は租税を以て國家の保護若くは人民の受くる利益の對價とし、反對給付の原則を以て之を説明せんとするのであるが、それは明に誤である。尤も國家が徵收する收入の中には、人民の受くる利益に對する報償と看做されるものもないではないが、それは手数料使用料特別課徴と稱するものであつて、租税でない。租税は決して反對給付の原則を以て説明すべきものでない。

第三に此説は國家の保護若くは個人受くる利益は、財産や所得の進むよりもコリ以上に進むといふことを説くのであるが、實際は必ずしもさうでない。無産者は國家の保護を受くること決して少くない、之に反して大資産家は自ら保護することを得るから多く國家を煩はさぬものがある。故に資産の無い者程國家の保護を受くること大であると云ふ場合も有り得るのである、此の

十九世の半前後に至つて獨逸の財政學は非常に進歩し、租税の根據に關しては、學者は多く交換説を棄てて能力説に移つたが、齊しく其根本論より出でて累進税の結論に達することを躊躇し、累進税に満足した。全くミルと同様の態度を採つたのである。ラウ、ウムブエンバッツハ、ベルギウス、ブアイフェルの如し。¹¹⁾ 甚しきは新財政學時代に屬する學者の中にも尙此説を持する者がある、フォツケ、ヘルフェリツヒの如し。¹²⁾

是等の學者が最低生活費を免税せねばならぬといふのは、一通りの理屈を具へてゐる、交換説より出で、最低生活費免税を説くものよりは遙に進んでゐる。併し犠牲の均等を期する爲めに最低生活費を免税せねばならぬならば、同じ論理を以て、小所得よりも大所得に重く課せねばならぬと結論を下すべきである、然るに是等の學者は此結論を下すことに躊躇した。其故如何にといふに、彼等は皆累進税が各人の自利心を害し經濟上の發達を阻害するものと考へたからである。ミルの如きは、累進税を評して累進的窃盜 (graduated robbery) といひ、ウムブエンバッツハの如きは、累進税を以て共產主義の實現 (Verwirklichung des Kommunismus) であるとしてゐる、以て其一班を知るべきである。

之を要するに、累進税説は結果に於ては一種の累進税説と見ることが出来るけれども、其精神は最低生活費を免税しそれ以上の所得又は財産に對しては比例税を課すべきであるとしたのであ

11) Rau; Grundsätze der Finanzwissenschaft 5Auf. III. S. 395 Umpfenbach; Lehrbuch der Finanzwissenschaft, 1859, 2. Aufl. 1887, §82 Bergius; Grundsätze der Finanzwissenschaft, 1865, 2Auf. S. 407-410 Pfeiffer; Die Staatseinnahmen, 1866 I. S. 80. II. S. 26-34

12) Vocke; Die Abgaben, Auflagen u. die Steuern, 1877, S. 473. Helfferich; Die allgemeine Steuerlehre" in Schönberg's Handbuch der Politischen Ökonomie, 3Auf. III S. 106

る。最低生活費の免税に關しては、別に論することゝして茲に贅せないが、最低生活費の免税を主張し乍ら、最低生活費を超ゆる額に至りては、それが僅少であらうが、驚くべき巨額であらうが同様に律して顧みないのは、少くとも辻褄が合はぬと謂はねばならぬ。是れ累進税の名に怖ぢ、之を以て革命的主義と思ひ込んだ結果に外ならぬ、併し乍ら累進税は必ずしも彼等が考へた如く窃盜でもなく財産を平等にするものでもない。

第三 均等犠牲説よりする累進税論

均等犠牲説の唱導者たるジョン・ステュアート・ミルの如きは、累退税説を守りて、普通の累進税に進み得なかつたが、後の學者は多く、均等犠牲説の上に立つて、累進税の根據を説くやうになつた。而して其説明の方法は種々に分れてゐるが、大體を限界慾望説と限界效用説との二となすことが出来る。

限界慾望説は租税が慾望の充足に及ばず影響に立脚して累進の議論を立てるものである。限界效用説は、限界效用に關する經濟學理に立脚して累進の理論を打ち樹てるものである、以下兩學説に就て之を紹介し且つ評論して見やうと思ふ。

一 限界慾望説

累進税の根據に就て

限界欲望説は今日最も普く行はれてゐる説である、故に之を通説と名けて宜しい。此説も亦之を二に分けることが出来る、其一は租税納付の爲めに欲望を充足することが出来なくなつた程度を主として觀察するのであり、其二は租税納付の爲めに、事實上充足し得らるべき欲望の烈度が増して來る程度を主として觀察するものである。假に前者を不充足欲望論と名け後者を充足欲望論と名けて置く。

一 不充足欲望論を敷衍すれば左の如くである。¹³⁾

人は種々の欲望を持つてゐる。而して其欲望は強さに於て同じくない、其最も強きものは生活必需品に對する絶對的慾望であり、其最も弱きものは奢侈的慾望である。其間に烈度を異にする無數の慾望が順次に並んでゐるのである。人が是等の慾望を充足せしむるに際しては、先づ其強きものより充足せしめ、次第に弱きものに及ぶのである。故に若し所得が減れば、減する總入所得より支拂はれるのであるから、人は租税額に相當する所得に依つて充足すべかりし慾望を充足せないので我慢することに充さなかつて我慢した場合と、弱き慾望を充さなかつて我慢した場合とに於て非常異なる。之を具體的にいへば、租税の爲めに必須的慾望を十分に充足することが出来なくなつた場合に感ずる犠牲よりも大である。例へば茲に二人ありて、其一人は千圓の所得を有し、他の一人は百萬圓の所得を有すとし、之に等しく五割の租税を課するにせんに、兩人の感ずる犠牲は決して從て最も強き慾望即ち絶對的慾望をも充たさないで我慢せねばならぬこととなるのである、それであるから租税に依つて拂ふべき慾望の充足に事が缺ける譯でない、それでも強て何か差控へるにせよば、最も弱き慾望即ち奢侈的慾望の充足を見合はす位で済まう、それであるから租税の爲めに拂ふ犠牲は極めて小である、是に依て之を觀れば、兩者に同一の比例税率を課するとき

13) Neumann; Die Progressive Einkommensteuer in Staats- u. Gemeindehaushalt, 1874. S. 142. Cohn; F=W. 1889, § 212

は、千圓の所得者をして負擔を感じしむことが重く、百萬圓の所得者をして負擔を感じしむるべきが軽いことになるのである。そこで犠牲を均等にせんとせば、百萬圓の所得者には千圓の所得者よりも重く課せねばならぬ、即ち千圓の所得者に五割を課すにせよ百萬圓の所得者には五割よりも多く課せねばならぬ。之を抽象的にいへば、所得の大小に關せず同一割合を以て税すべきでなく、大所得に對しては重い率を、小所得に對しては軽い率を適用すべきである。換言すれば、所得の大なるに従つて高き税率を適用すべきである、即ち累進税を課せねばならぬのである。

以上は絶対的慾望と奢侈的慾望とを對立して考へたが、人の慾望は絶対的慾望から娛樂的慾望に、娛樂的慾望から奢侈的慾望に進み、銀の如くに引き繋がつてゐるのであるから、累進税率は順を逐て段に上るべきものである。

此論法に據ると、均等犠牲説からは當然の歸結として、累進税でなくてはならぬこととなる。所が、租税の爲めに充たすことが出來なくなるべき慾望の烈度を均等にせねばならぬと論ずるときは、大所得と小所得との差を擧げて悉く之を徵收すべきである様に聞こえる。さうなると、貧乏人の僅小なる所得や財産を標準とし之を越ゆる其他の人の所得や財産を悉く徵收することとなりて、共產主義の實行とも見られることとなる。そこで、此論理を緩和せんとする學説が出た。それは所謂充足慾望論である。

二、充足慾望論はロベルト・マイエルの力説する所であるが、其説の要旨は租税納付の爲めに充足せられない様になつた慾望の烈度に依て均等犠牲を測る代りに、租税納付の爲めに實際に充足せらるべき限界的慾望の烈度が増して行く程度に依て均等犠牲を測るべきであるとするのである。尙詳にいへば左の如し。¹⁴⁾

累進税の根據に就て

14) Robert Meyer ; Dei Principien der gerechten Besteuerung. S. 332-

所得税に就て之をいはんに、所得の百分五若くは百分の十にては所得の大小に従て犠牲が同じであるか異つてあるかを判断し難いけれども、所得の半分若くは三分一を取り去るゝとして考ふれば、明確に判断を下すことが出来る。今千二百圓の所得を有する者と千四百圓の所得を有する者とがあることに、各二分の一若くは三分の一の税を納むれば、其餘す所は、前者にありては八百圓若くは六百圓で、後者にありては、千六百圓若くは千二百圓である。前者は後者よりも多く慾望の充足を制限せねばならぬから、限界の慾望の烈度は後者よりも前者に於て大である、と謂はねばならぬ。而して租税正義の觀念よりいふときは租税の支拂に依て所得の減少を來す爲めに生ずる効果は彼是異つてはならぬ。即ち犠牲を均等にせねばならぬ、此均等犠牲の原則よりすれば、累進税でなければならぬ。

マイエルの説は從來の説の前提を變じたものに過ぎぬ。併し乍らセリグマンの評する通り、充足し得る慾望に重きを置くも、充足し得られざる慾望に重きを置くも、窮極する所同じことなる。租税を支拂ひ爲に所得を減すれば、實際に充足することを得べき限界慾望の烈度を増すと同様に丁度充足せられないで已むべき慾望の烈度をも増すことになる。今慾望を其烈度に依つて順次に並べ、丁度充足することを得ない様になつた最終の慾望と、辛うじて充足することを得て居る慾望との間に境界線を引いて見るに、其境界線に接する邊に於ては、線の上よりするも線の下よりするも殆ど同じことなる譯である。

二 限界効用説

限界効用説は價值に關する限界効用説を累進に適用したるものである、其説く所は左の如くである。

各人は各慾望を有し、それを充たす爲めに財を消費するのであるが、其消費は畢竟財の中に効用を認識するが爲めである。然るに効用は或る特殊の慾望を充たすが爲めに供給せられたる財の多くなるに従つて遞次に減少するものである、其減少し盡したる最終のものを名けて限界効用といふ。財の價值は實に此限界効用に依つて定められるのである。今之を所得に當て嵌めて考ふるに、其所得が大ならば大なる程、慾望の烈度に於て低きもの迄をも充たすことが出来る。其充たすべき慾望の烈度が減すれば減する程、限界効用は小となつて來るのである。故に所得が多くなれば多くなる程限界効用は小となり、其所得の單位に對し、之を重要視する程度は減じて行くのである、換言すれば價值は減じて行くのである。然るに今所得の大小に論なく比例税を課するにせざば、小所得は比較的重い犠牲を拂ひ、大所得は比較的軽い犠牲を拂ふことになる。故に大小所得の間に犠牲を均等にせんとすれば、小所得に軽い税率を課し、大所得に重い税率を課せねばならぬ。換言せば、累進税でなければならぬ。

限界効用説は、効用遞減の法則に均等犠牲の理論を結び付けたものである、和蘭學者は之を數學的に説明せんとしてゐる、其所得を分析し、其各部分をば限界効用に依つて評價し、各部の總效用と之に對する租税額との比が常に均等でなければならぬと説くのである。故に學者或は此説を比例犧牲説(Proportional Sacrifice theory)と名ける。其主なる主張者はピエルソン、フアン・デル・リンドン、ポーク等である。今其説明を紹介すれば左の如し。¹⁷⁾

各人の有する所得が増加するに従ひ、其各部分々々の限界効用は減するものである、其限界効用の減する度を百分比で表はすことが出来る。今茲に三千圓を有する人があるとし、其初めの千圓に對する限界効用は百分の百、其次きの千圓に對する限界効用は百分の九十五、其終りの千圓に對する限界効用は百分の九十一とせば、此人が三千圓に依つて享樂すべき分量は左の如くなる。

累進税の根據に就て

16) Pierson: Groudbeginselen der Staathuishoudkunde. 2 ed 1886. Van der Linden: De Theorie der Belastingen. 1887 Bok: De Belastingen in het Nederlandsche parlement. van 1845-1888, 1888.
17) Seligman: op. cit. pp. 217-221 に據る

| 所得額 | 限界效用の百分比 | 效用 |
|-----------|----------|--------|
| 初めの1,000円 | 100 | 1,000円 |
| 次ぎの1,000 | 75 | 750 |
| 終りの1,000 | 50 | 500 |
| 計 | | 3,250 |

此方法に依つて七千圓の所得に就き次の表を作ることが出来る。

| 所得額 | 限界效用の百分比 | 總效用 |
|-----------|----------|----------|
| (イ) 1,000 | 100 | 1,000 |
| (ロ) 2,000 | 75 | 1,750 |
| (ハ) 3,000 | 50 | 2,250 |
| (ニ) 4,000 | 25 | 2,500 |
| (ホ) 5,000 | 12.5 | 2,625 |
| (ヘ) 6,000 | 6.25 | 2,687.5 |
| (ト) 7,000 | 3.125 | 2,718.75 |

今之に對して比例税が課せられるとする。其税率を百分の三とすれば、其税額并に實際の割合は左の如くなる。

| 比例税額 | 其限界效用割合 | 納税額の總效用 | 所得の總效用 | 所得の總效用に對する納税額效用の百分比 |
|---------|---------|---------|----------|---------------------|
| (イ) 30 | 100 | 30 | 1,000 | 3% |
| (ロ) 150 | 75 | 112.5 | 1,750 | 6.32% |
| (ハ) 150 | 50 | 75 | 2,250 | 3.33% |
| (ニ) 125 | 25 | 31.25 | 2,500 | 1.25% |
| (ホ) 125 | 12.5 | 15.625 | 2,625 | 0.6% |
| (ヘ) 125 | 6.25 | 7.8125 | 2,687.5 | 0.3% |
| (ト) 125 | 3.125 | 3.90625 | 2,718.75 | 0.14% |

此表に依つて之を觀ると、享樂に對する犠牲の比は(イ)にありて百分三、(ロ)にありて百分二、九七三、(ハ)にありて百分二、六六六である。比例税が犠牲の不平等を生ずる所以を知ることが出来る。今之を實質的平等の課税とせんとすれば、各部分に於ける享樂に對する犠牲の比を百分三とすべきである、さうするには次の如く税を課せねばならぬ。

| 所得額 | 税率 |
|------------|--------|
| (イ) 1,000 | 3% |
| (ロ) 11,000 | 2% |
| (ハ) 11,000 | 2.666% |
| (ニ) 11,000 | 2.666% |
| (ホ) 11,000 | 2.666% |
| (ヘ) 11,000 | 2.666% |
| (ト) 11,000 | 2.666% |

是が故に犠牲を均等にせんとせば累進税を課せねばならぬ。

此數理的説明は間然する所がない様であるがコーヘン・スチユアトは同じく數理的説明に依つて限界效用の遞減よりして累進税を推論することが出来ないことを證明した。即ち氏は所得が次ぎ／＼に増して而も限界效用は減するも累進税に到達せないので、比例税若くは逆進税に到達す

累進税の根據に就て

ることを説いた。其數字的説明は左の如し。¹⁸⁾

| | 所得の 増加額 | 限界效用 の百分比 | 所得の總 效用價值 |
|-----|------------|--------------|--------------|
| (イ) | 1,000 円 | 100 | 1,000 円 |
| (ロ) | 1,000 | 75 | 1,750 |
| (ハ) | 1,000 | 50 | 2,250 |
| (ニ) | 1,000 | 25 | 2,625 |
| (ホ) | 1,000 | 0 | 2,625 |

租税の率を百分の三とせば其税額并に其實際の割合は次の如くなる。

| | 納税額 円 | 限界效用 の百分比 | 租税の 效用 | 所得の 總效用 | 租税效用の所得總效 用に對する百分比 |
|-----|----------|--------------|-----------|------------|-----------------------|
| (イ) | 30 | 100 | 30 円 | 1,000 | 3% |
| (ロ) | 20 | 75 | 20 | 1,250 | 3.2% |
| (ハ) | 10 | 50 | 10 | 1,500 | 3.33% |
| (ニ) | 5 | 25 | 5 | 1,625 | 3.33% |
| (ホ) | 0 | 0 | 0 | 1,625 | 3.33% |

右の各場合に於て享樂に對する犠牲の比を百分の三とせんとせば、(イ)以外に對し百分の三、〇七九の税率を課せればならぬ、それは明に比例税である。

更に例を轉じて次の如き表を作ることが出来る。

18) Cohen Stuart; Bijdrage tot de theorie der Progressive Inkomstenbelasting 1889. Seligman; op. cit. p. 219 以下に據る

之に對して百分の三の税を課するをせば、其税額并に其實際の割合は左の如くなる。

| 所得の増加額 | 限界効用の百分比 | 所得税 | 租税の効用 | 所得の總効用 | 租税効用の所得總効用に對する比 |
|-----------|----------|-------|-------|--------|-----------------|
| (イ) 1,000 | 10 | 100 | 100 | 1,000 | 10% |
| (ロ) 1,000 | 20 | 200 | 200 | 1,200 | 16.7% |
| (ハ) 1,000 | 30 | 300 | 300 | 1,300 | 23.1% |
| (ニ) 1,000 | 40 | 400 | 400 | 1,400 | 28.6% |
| (ホ) 1,000 | 50 | 500 | 500 | 1,500 | 33.3% |
| (ヘ) 1,000 | 60 | 600 | 600 | 1,600 | 37.5% |
| (イ) 1,000 | 70 | 700 | 700 | 1,700 | 41.2% |
| (イ) 1,000 | 80 | 800 | 800 | 1,800 | 44.4% |
| (イ) 1,000 | 90 | 900 | 900 | 1,900 | 47.4% |
| (イ) 1,000 | 100 | 1,000 | 1,000 | 2,000 | 50% |

今各場合に於ける享樂に對する犧牲の比を百分の三とせざれば、次の如く税せねばならぬ。

| 所得額 | 税率 (百分比) |
|-----------|----------|
| (イ) 1,000 | 3% |

累進税の根據に就て

| | | |
|-----|-------|-------|
| (イ) | 1,000 | 1,000 |
| (ロ) | 1,000 | 1,000 |
| (ハ) | 1,000 | 1,000 |
| (ニ) | 1,000 | 1,000 |
| (ホ) | 1,000 | 1,000 |
| (ヘ) | 1,000 | 1,000 |

(イ)の場合の外は所得の多くなるに従ひて低き税率を課するに依つて初めて犠牲の均等を期することが出来るのである。換言すれば逆進税となるのである。右の證明に於ては、(イ)より(ロ)に移る場合は累進税となる様に思はれるが、それは假定が誤つてある結果である。即ち第一の千圓は限界價値一〇〇を有するとあれども、それは明に誤である、若し租税として拂はれたる三十圓の限界效用が一〇〇であるとするれば、千圓の他の部分の限界效用は一〇〇以上でなければならぬからである。若し又千圓全部の限界效用を一〇〇とせば、其一部の限界效用は一〇〇以下であり、他の殘部の限界效用は一〇〇以上でなければならぬ、千圓より一飛びして二千圓となる様なことは實際に有りべからざることである。二千圓より三千圓、四千圓、五千圓と順次に移つて行く場合に於ても亦同様である。若し平均的限界效用が租税として取上げられた部分の限界效用と異つてゐると假定すれば、平均的限界效用は左の如き表を以て之を示すことが出来る。

| | 所得額 | 平均限界效用 (百分比) | 所 効 得 |
|-----|-----------|-----------------|-------------|
| (イ) | 1,000 円 | 100 | 1,000 円 |
| (ロ) | 更に尙 1,000 | 100 | 0 円 |
| (ハ) | 更に尙 1,000 | 100 | 0 円 |
| (ニ) | 更に尙 1,000 | 100 | 0 円 |
| (ホ) | 更に尙 1,000 | 100 | 0 円 |

(へ) 更に尙 1,000 円 37%

今百分三の比例税を課するにせば、其税額并に其實際の割合は左の如くなる。

| 納税額 | 平均限界効用(百分比) | 納税の効用 | 所得總効用の割合(百分比) |
|----------|-------------|-------|---------------|
| (イ) 50 円 | 50 | 1% | 1% |
| (ロ) 50 | 20 | 2% | 1.5% |
| (ハ) 50 | 15 | 3% | 1.75% |
| (ニ) 100 | 33 | 6.5% | 1.76% |
| (ホ) 100 | 30 | 7% | 1.76% |
| (ヘ) 100 | 26 | 7.5% | 1.76% |

犧牲と享樂との關係を各人に對して均等にせんにせば(百分の一、五にせんにせば)、左の如く税さればならぬ。

| 所得額 | 税率(百分比) |
|-------------------|---------|
| (イ) 1,000 圓の所得に對し | 3% |
| (ロ) 1,000 圓の所得に對し | 3.75% |
| (ハ) 1,000 圓の所得に對し | 4.5% |
| (ニ) 1,000 圓の所得に對し | 5.25% |
| (ホ) 1,000 圓の所得に對し | 6.0% |
| (ヘ) 1,000 圓の所得に對し | 6.75% |

これは明に逆進税の形となるのである。

累進税の根據に就て

以上述ぶる所に依つて之を觀れば、數字の説明を以てしては、累進税を可とするか否とするか分らぬこととなつた。その結論の違つて來る原因は何處にあるかといふに、效用の遞減する割合を幾何に定むるかといふ點にある様である。

そこでセリグマンは、限界效用遞減の事實だけでは累進税でなければならぬといふことも、比例税でなければならぬといふことも論斷することが出來ぬといつてゐる。¹⁹⁾ 余を以て之を見るに、效用遞減の割合を勝手氣儘の數字で言ひ表はすが爲めに、結論に相違を生じたに過ぎぬ、此説明が十分でないからとて、直に茲に所謂限界效用説を否認することは出來ぬ。

第四 最小犠牲説

最小犠牲説 (Minimum Sacrifice theory) とは租税は納税者全體にとりて犠牲の最も少きものでなければならぬ、従て各納税者の拂ふべき限界的犠牲は均等でなければならぬ、と説くのである、故に又之を限界犠牲均等説 (Equi-marginal Sacrifice theory) と名ける。英のエッチェアース、米のカーヴァーの主張する所である。

是等の學者はベンタムの功利説より出發し、總て政府の行動は最大多數の最大幸福を目的とすべきであつて、租税に於ても亦さうでなければならぬとし、租税に功利説を適用するのである。エ

19) Seligman; op. cit. p. 222

ツヂウアース、カーヴアアの説明は多少異なる所があるけれども共に同じ結論に達するのである。
カーヴアアの説く所は左の如くである。¹⁰⁾

國家の職分は最大多数の最大幸福を期するにあるが故に租税に就ても此職分を充たさねばならぬ。處て租税の徴收それ自身は害悪であり、犠牲である、そこで最大多数の最大幸福を期せんとせば、其害悪や犠牲をして租税收入に比し可成少くせねばならぬ、即ち租税を課するに當りては全體にとりて可成犠牲を少くし、其之より得たる收入を支出するに當りては社會全體にとりて其利益を最も大ならしめ、其利益の犠牲に報ゆる程度を可成大にせねばならぬ。²¹⁾
茲に問題とすべきは租税を課するに當て社會全體にとりて其犠牲を最少にすることである、處て租税の害悪とも見るべきものに二つある。其一は納税者が納税に依つて感ずる犠牲である、故に直接犠牲といふ。其二は租税が産業若くは企業を壓迫することである。即ち産業又は企業を壓迫すれば納税者に犠牲となるのみならず、それが爲めに職を失ふ人にも、其産業の生産を消費すべき人にも、犠牲となる、故に之を間接犠牲といふ。租税の害悪は此の二つであるとするれば租税を課するに當りては此

第一に間接犠牲即ち産業の壓迫を可成少くせねばならぬ。それには總ての人が均等の犠牲を拂ふ様に租税を配分せねばならぬ總ての人に對して均等の犠牲を拂はしむる様にすれば、密若くは大所得を得ることを妨げる。ことにならず、一の職業を去つて他の職業に入るといふ様のことも起らないからである。故に間接犠牲のみに就て考ふれば最も少い人に最も少い害悪を與ふる様にするは犠牲を均等にすることといふことに歸着する。²³⁾

第二に社會全體にとりて直接犠牲を可成少い様にせねばならぬ、それには均等犠牲に依る譯に行かぬ。學者或は均等犠牲の原理より出て、租税は各人に均等の抑壓を加ふる様にすべしと論ずる者がある、それは各人の所得が殆ど同じ場合に於てのみ眞理である、現代の經濟組織に於ては各人の所得は同じくない、故に犠牲の均等は全體にとりて最も少い犠牲を拂ふものとならぬ。今甲が二千圓の所得を有し乙が四千圓の所得を有すとし、乙の壹圓の評價は甲の壹圓の評價の半分であるとせんに、犠牲

累進税の根據に就て

20) Carver, "The Ethical Basis of Distribution" in Annals of the American Academy of Political and Social Science VI. (1895) "The Minimum Sacrifice Theory of Taxation" in the Political Science Quarterly XIX (1964)
21) Political Science Quarterly. XIX. p 66-69
22) Ibid. p. 72
23) Annals VI. p. 95

均等の精神よりすれば兩者に比例税を課すべきであらう、即ち甲に五十圓を課すれば乙には百圓を課すべきである。處て乙が百圓を拂ひ餘す所の三千九百圓に就き其限界に在る一圓を評價することは甲の五十圓を拂ひ餘す所の千九百五十圓に就き其限界に在る一圓を評價するに比し遙に小であるから、其乙より限界に在る一圓を取り上げるときは、甲より限界に在る一圓を取り上げるよりも全體に於て犠牲が少い。そこで乙には百圓よりも多く、例へば百十圓を課し、甲には五十圓よりも少く、例へば四十圓を課すれば、租税の全収入額は同じであるが、犠牲の總計は少くなるのである。何となれば此く徴收方法を變じたるが爲めに、甲の得る所は乙の失ふ所よりも大なるからである。此理を推し窮めると限界に在る一圓を評價することが甲に於て大であり乙に於て小である限り段々甲より少く取り乙より多く取つて行かればならぬ、而して其限界に在る一圓に對し甲と乙とが同じ評價をなす點に至つて、犠牲が全體に取つて最も少くなるといふことが出来る。即ち總體の直接犠牲を最も少くしやうとすれば、限界犠牲を均等にせればならぬ。²⁴⁾

以上の論は犠牲を小にするといふことを主眼として論じたものであるが、其中には限界効用に關する理論を前提としてゐる今限界効用より出發して之を論ずれば、限界効用は所得の多くなるに従ふて減するものである、而して限界効用の大なるものに稅すれば、犠牲が大であり、限界効用の小なるものに稅すれば、犠牲が小である。例へば同じく一圓といふも、大所得者に取つての一圓は、小所得者に取つての一圓よりも價值が少い。故に租税として各一圓を取り上げるにせば、大所得の犠牲は小所得者の犠牲よりも少いと謂はねばならぬ。今第一の人ののみより先づ一圓を徴收するにせんに、其残りの所得が尙第二の人の所得よりも大なりとせば、其人より更に一圓を徴收する方が、第二の人より一圓を徴收するよりも犠牲が少い。故に若し二圓だけの徴税を爲すにせば、其二圓は悉く第一の人をして納めしむべきである。此理屈を推し窮めて行くに先づ最大所得者のみに稅し、し人が税を拂ひたる後に於ける所得殘額の中で限界に在る一圓を評價するのと、第三位の大所得者が其所得の限界に在る一圓を評價するのと、初めて第二位の大所得者にも稅し、其此兩人が納税後に於ける所得殘額の中で限界に在る一圓を評價するのと、第三位の大所得者が其所得の限界に在る一圓を評價するのと同じ様の水平線に達すれば、又初めて第三の大所得者に稅するといふのである、此くして所要の租税額を得るに至つて止むべきである。²⁵⁾

24) Political Science Quarterly XIX, pp 75-76.

Annals p. 96

25) Political Science Quarterly. XIX, p. 73

以上論ずる所に依つて之を觀れば直接犠牲を全體に取つて最も少くしやうとすれば、重い累進税を課せねばならぬことになり、重い累進税を課するにせよ、間接犠牲は頗る大なるものとなる。即ち一定額を越ゆる大所得が悉く取り上げられることゝもならず、何人も其額以上に所得を得ることに努力せなくなり、社會は其努力を失ひ、其努力より生ずべかりし生産と其産物をを得ることが出来なくなり、國庫もそれが爲めに窘むことが出来なくなる。

之を要するに直接犠牲を少くしやうとすれば累進税を重くすべきであるが、累進税を重くすれば間接犠牲が多くなつて來るのである、是が故に直接犠牲間接犠牲の總和を最も少くしやうとすれば緩やかな累進税を課せねばならぬことゝなるのである。²⁶⁾

エツチウアースの説く所は左の如し。²⁷⁾

最大多数の最大幸福を期するは、全體に取りて最も大なる幸福の總量を獲得することである、換言すれば總效用の量を最大にすることである。租税に於ても總效用を最大にせねばならぬ。然るに租税に於て總效用を最大にすることは不効用の總量 (total disutility) を最も少くすることに歸する。不効用の總量を最も少くせんとせば各納税者が被るべき限界的効用を均等にせねばならぬ、換言せば各人の租税に依つて拂ふべき限界的犠牲を均等にせねばならぬ。

更に氏は、最小犠牲の原則と均等犠牲の原則并に比例犠牲の原則を區別して、左の如く述べてゐる。²⁸⁾

最小犠牲の原則は租税の經濟主義より出て來つたものであるが、租税の經濟主義よりいへば類似犠牲 (Like sacrifice) の原則も之を考へることが出来る、類似犠牲の原則は分れて均等犠牲の原則と比例犠牲の原則となる、均等犠牲 (Equal sacrifice) の原則は納税者が效用の同量を犠牲とすべしとするものであり、比例犠牲 (Proportional Sacrifice) の原則は納税

累進税の根據に就て

26) Ibid. p. 79 Annals. p. 99

27) Edgeworth: "The Pure Theory of Taxation" in the Economic Journal vol. VII. (1897) p. 553

28) Ibid. pp. 557, 566-567

者が總效用に對する比例の等しきものを犠牲にすべしとするものである。是等の效用は財と反比例して減ずるものであるといふ、Bernoulliの法則を前提としてゐる、此法則を前提とすれば、均等犠牲の原則よりは比例税が出て来る、比例犠牲の原則よりは累進税が出て来る。所が效用は所得の増すよりも更に速なる速度に於て減ずると見ることが出来ないでもない、それを主張する學者も少くない。何れにせよ類似犠牲の原則より結論を出さうとすれば、效用の増減と財の増減との率を正確に定めればならぬ。然るに效用の増減は心理的のことであり財の増減は物質的のことであるから、財と效用との間に的確にして誤なき關係を定むることは不可能である。所で最小犠牲の原則は效用と財との間に於て斯く迄的確なる關係があることを前提とするに及ばぬ、只效用遞減の法則即ち效用は財の多くなるに比例して増さぬといふセボンスの法則を前提とするのみである云々。

最小犠牲説は功利説より出でゐる、其功利説が國家の職分を律する論として誤らざるものであるか否か、又之を租税に適用し得べきものであるか否かに就ては直ちに肯定的斷案を下すことが出来ぬ、最小の犠牲を期せんとせば、限界犠牲を均等にせねばならぬと論するに至つては、經濟理論たる限界效用均等説を適用したものと見ることが出来る。其論を推し究むれば、最も富める者と次に富める者との間の財の差を悉く徴收し、それで尙祖税の收入が十分でなければ、最も富める者との第三に富める者との財の差を徴收し、此くして漸次進んで行くのであるから、財産を平均するの傾を生じ、一種の共產主義が實現せられることになる、そこで間接犠牲即ち産業の壓迫を最も少くするといふ論を拉し來つて此共產主義的結論を緩和せんとしてゐるのである。併し乍らカーヴァーの自らいへるが如く土地や相續に對する税は壓迫的結果を生ずるものでないから

是等に對しては財産を平均する様の累進税を課するといふ論理となつて來るのである、此結論は酷に過ぐると謂はねばならぬ。

第五 純經濟說よりする累進稅論

均等犧牲說には正義とか平等とかいふ倫理觀が骨子となつてゐるが、學者或は此の如き倫理觀を借らず、經濟の理論のみで累進稅の根據を説かんとするものがある。之を分つて二とする、其
一は、均等價值說で、其二は、資本増殖說である。

一 均等價值說

均等價值說は租稅として徵收せられたる財の價值を均等にするの必要上累進稅を課せねばならぬと説くのである。墾學者サツクスの説く所にかゝつてゐる、其要領は左の如くである。²⁹⁾

個人は各自固有の慾望を持つてゐる、それを個人的慾望といふ。之と同様に個人は他人と共に政治的團體を形くるに依つてそこに又慾望を持つのである、それを集合的慾望といふ。此集合的慾望は國家にあらざれば之を充たすことが出来ぬ、而して國家をして之を充たすことを得せしめんせば、各人の助力に待たねばならぬ、そこに課稅の根據がある。

課稅の問題は各人が其有する財のどれだけの部分に割りて、集合的慾望の充足に當てねばならぬかといふことに歸する。而して此問題の解決は個人より取り上げる財の限界効用の大小に是れ依るものである。詳言すれば個人の慾望は必需的慾望より種々の階段を経て終に奢侈的慾望に下つて行くものである。而して各人は財を有することが多くなれば多くなる程、愈々益々其慾望の烈度を減ずるものである。然るに財の一定量の價值は其限界効用に依つて定まるのである、そこで課稅をなすに當りては

累進稅の根據に就て

第十四卷 (第一號 九七)

九七

29) Sax: Grundlegung der theoretischen Staatswirtschaft, 1887. 381, 82

一人が其納税すべき自己の財に對する評價と他人が其納税すべき自己の財に對する評價とを均等にする様に其分量を定めねばならぬ。換言すれば、國家に徴收せられる財の限界効用は均等でなければならぬ。處で財の限界効用は其量と反比例をなすものであり、故に富の程度を異にする人々から徴收せられる財の限界効用は均等にせんことを、富める者より比較的多くを取り上げねばならぬ。今甲乙兩人ありて、甲は乙よりも富んで居るに、兩者に對して同一比例税率を課するときは、甲の納めたる財の限界効用は乙の納めたる財の限界効用よりも小である、故に限界効用を均等にせんせば、甲に對しては乙に對するよりも大なる割合を以て税せねばならぬ。換言すれば或程度迄累進税を課せねばならぬ。

サックスの論は犠牲の均等に存せないで、徴收せられる財の價値の均等に存するのである、是れ此説を均等價値説と名くる所以である。

サックスは均等犠牲説より離れ純經濟説を打ち樹て、宛然一大發明をなしたるが如く誇て居るけれども、畢竟限界効用に關するゴツセン説を租税に適用したに過ぎぬ。所で限界効用説を租税に適用することは、和蘭學者に依つて、早く既に試みられた所である。更に進んでサックスの説が均等犠牲説と異てゐる所を考ふるに、言語の差に過ぎぬやうである。サックスの説に依るも租税として徴收せられる財の限界効用即ち價値を均等にせねばならぬと云ふのであるが、然らば何故に價値を均等にせねばならぬかと問はゞ、其背後に正義の觀念が潜みてゐると答へざるを得ないであらう。而して苟くも租税を納付する以上はそこに租税の負擔を感じ、租税の犠牲を感じるに相違ない。犠牲を感じしむることなくして、價値を取り上げることが出来ないことである。從

て均等の價値を取り上げるといふことは、均等の犠牲を拂はしむるといふことに歸着するのである。是が故に均等價値説は、均等犠牲説を前提するものであつて、少しく言ひ表はし方を變じたるものと見るべきである、是れ夙にセリグマンの論評した所である。³⁰⁾

二 資本増殖説

資本増殖説とは資本の増殖より出發して累進税を課せねばならぬと説くものである、スタインの首唱する所である。其説に依れば左の如くである。³¹⁾

資本は其累積せられるに從て新資本を構成する力を増すものである、之を資本増殖の法則といふ、此法則に従へば各課税單位の租税能力は資本の多くなるに從て増す様に見える。そこで租税の平等原則よりいへば資本の多くなるに伴ひて新資本構成力が増して行くと同じ度合に於て資本の單位に税すべきである、換言すれば、資本の増加するに従ひ、各資本單位の資本構成力の累進するの税率の累進とは全然同一でなければならぬといふことに歸着する。これは累進税率に關する茫漠たる觀念に依つて論斷したものに過ぎぬ。更に一步を進めて考ふれば資本の單位に對する資本構成力は、大資本に於て小にして小資本に於て大である、例へば百圓ならば百圓といふ資本單位よりして、百萬長者の儲ける所得は小商工業者の儲ける所得に及ばぬ、併し乍ら大資本は其一單位に對しては小なる資本構成力を有するに過ぎないけれども、他方に於ては屢々之を繰返して放資するが故に剩餘の總額は多くなるものである、之に反し小資本は其一單位に對しては大なる資本構成力を有するに拘らず屢々放資を繰返へさぬから剩餘の總額は少くなる。此くして大資本よりする所得は小資本よりする所得よりも多くなるのである。所で實際に於ては資産家が時として極めて僅少なる所得を有するに過ぎないに反し、資産を有せざる者が巨額の所得を有する、こともないではない、故に資本の單位の増すに伴ふて所謂財産なるものは増すのであるが、所得は之に比例すといへぬ、所得の増すは所得の單位が増すに比例するものである、所得の單位は租税單位を形くるものであり、個人の擔税力は此所得の單位の

累進税の根據に就て

30) Seligman: op. cit., pp. 226-228.

31) L. v. Stein: Lehrb. d F=W. 5 Aufl S. 432-434

總和に應じて増して行くものである、故に累進税は大資産の資本構成力に應じて課すべきでなく其財産より生ずる年々の剩餘即ち所得に對し課すべきである。此の如く累進税は所得に對して課すべきものであるが、其所得を自身に就て考ふるに、是れ亦財産に對すると同様の法則が行はれて來る、即ち資本構成力が其單位の増すに従ふて遞減するのと同じく、所得の單位の増すに従ふて遞減するものである、故に累進税率の進め方は、所得の單位の増すに従ふて段々緩にせねばならぬ。

スタインの説は斯くの如くであるが、資本増殖の法則に關する理論は既にアダム・スミスの書の中にも多少現はれてゐる、即ちアダム・スミスは斯ういつた、大資本の利潤は比較的小で、小資本に對する利潤は比較的大であるけれども大資本は小資本より速に増加するものであると、²⁰⁾スタインは此説を借り來りて累進税論を打立てたのである。

スタインは此くして生産方面より累進税の根據を説いたのである。此點は上來説き來つた諸説と全く趣を異にしてゐる所である、そこにスタインの効績を認めねばならぬ。併し乍ら累進税の根據を説くに方り單に生産方面のみに立脚して全然消費方面を閑却するは當を得たものでない。

第六 卑 見

累進税の根據に關する説は上來説き來りしが如く段々發達して來り、最近には、均等犠牲説となり、最小犠牲説となり、均等價值説となり、資本増殖説となつたが、最後の資本増殖説は、生産方面より累進税の根據を説いたものであり、其他の説は效用遞減の法則を借り來り主として消

20) Adam Smith; Wealth of Nations bk. I. Chap. 9

費方面より累進税の根據を説いたものである。尤も效用遞減の法則は消費方面に止まらず、生産方面にも多少行はれてゐると見ることが出来ないではないが、茲には其主なるものに就て論ずるのであるから姑く之を消費方面より累進税を説くものとして置く。

累進税の根據に關する學説は此の如く色々異つてゐるが、大體に消費方面よりするものと、生産方面よりするものがあると思つて差支ない。余を以て之を見るに、消費方面か生産方面か何れか一を取つて説明すべきでなく、消費方面と生産方面と併せ取つて之を説明すべきであると思ふ。セリグマンも亦其累進税論の大著に於て、自説として生産的方面と消費的方面とより考察すべきことを説いてゐる、卓見といはねばならぬ。³⁵⁾

今之を租税の能力原則より考ふるも亦さうでなければならぬ、能力原則より出發すれば、租税は各人の經濟能力に應じて之を課せねばならぬ、換言すれば、租税は各人の擔税力に應じて之を課すべきである、各人の擔税力は税源なるべき所得若くは財産の多少に依つて之を測ることが出来る。所で所得若くは財産は一方に於ては生産の用に供することが出来、他方に於ては消費に充てるべきものである、是が故に所得若くは財産の中より租税を支拂はしめんとせば、租税は當然生産方面と消費方面とより觀察を下さねばならぬ。累進税も擔税力に應ずる課税をなす趣旨に外ならざるが故に又生産方面と消費方面とより觀察せねばならぬ譯である。

累進税の根據に關して

そこで余は累進税の根據を明にするに當り、順次に消費的方面と生産的方面とより觀察して行かうと思ふ。

消費的方面より觀察すれば、人の擔税力は所得の量の増すよりもヨリ以上に増すものであるといふことが出来る。其理由は、限界慾望説、限界效用説が能く之を説明してゐる。

價値に關する限界效用説は今日經濟學界の定論である、そこで所得の多くなるに従ふて其效用が遞減するといふことは争ふべからざるものとして之を認めねばならぬ、余は之を前提として認めたいと思ふ。

效用遞減の法則を尙具體的に消費に結び付けて考ふれば、慾望充足の順序に關する論となつて來る、人は種々の慾望を持つてゐるが、所得が少ければ、其最も強い慾望を充たすだけで我慢する、所得が多くなるに従ふて順々に弱き慾望をも充足する様になる、是れは人間の自然の性情より演繹することが出来る、之に對して疑を挿む餘地は無い。併しこは累進税根據論の前提を爲すものであるから、飽く迄其正しといふことを論證せねばならぬ、そこで余は更に歸納的論證を求めて見たいと思ふ。

歸納的論證は生計調査若くは家計統計に據るより外ない、生計調査若くは家計統計に依れば、所得の大なるに従ふて、次第に比較的弱き慾望を充足する様になるといふことを直接に證明する

ことは出来ぬけれども、間接には證明することが出来る、即ち生計調査若くは家計統計に依れば生活費が所得の大なるに従ふて段々其割合を減することを詳にすることが出来る、それよりして所得の大なるに従ふて段々弱い慾望を充たすに至るものであるといふことを知ることが出来るからである。

此見地に立てグラバインは夙に獨逸の家計統計に基いて議論をして居り、³⁴⁾沙見助教は獨逸并に我國の生計調査に基いて研究をせられてゐる、余の考へ方も亦之と同じ様であるが、茲に其統計の數字を引用することを見合はせ、生計調査に就て今日學者の認めてゐる法則を引用することに止めて置く、其法則とは、エンゲル、シュワッベ、并にパウエルの法則である。

エンゲルの法則とは、所得が少くなれば少くなる程、食物費は生計費中に於て益々大なる部分をなすものであるといふのである、更に精確にいへば、生計費中食物費の占むる割合は所得の減少するに従ひ等比級數を以て進むといふのである。³⁵⁾

此法則に依れば、所得が少ければ、其所得は主として食物費の如き絶對的慾望を充たす爲めに使用せられ、所得の多くなるに従ふて、食物費以外の他の多くの慾望を充たす爲めに使用せられることが明になるのである。

シュワッベの法則とは一家が富めば富む程、住宅費は其額を増して來るが同時に全體の生計費

累進税の根據に就て

34) Grabein; a. O. S. 133

35) 沙見助教、累進税の公平犧牲説に關する統計的觀察(經濟論叢第十三卷二號 32頁以下)

36) Ernst Engel; Die vorherrschenden Gewerbszweige in den Gerichtsämtern mit Beziehung auf die Produktion und Konsumtionsverhältnisse des Königreichs Sachsen 1857 S. 169-170

に比すれば段々に其割合を減じて來るといふのである。後、學者は此點に關し限界所得を研究し住宅費は其限界所得に達せざる場合には所得の大なるに従ひ其割合を減するが、限界所得を越ゆる場合には、所得の大なるに従ひ其割合を減せないか若くは増すものであるといふことを明にするに至つた。

パウエルは從來の學者の研究を綜合し左の四法則を唱へてゐる、³⁷⁾之をパウエルの法則と名けて置く。

- (1) 所得の大なるに従ひ、食物費、燃料費、點燈費の割合は常に減するものであること。
- (2) 所得の大なるに従ひ、住宅費の割合は減少するが、一定の限界所得に達したる後は増減せないか、若くは増加するに至るものであること。
- (3) 所得の増加するに従ひ、文化費の割合は増すものである、殊に教育費、人的動勞に關する經費は著しく増し、衛生費、保険費、貯蓄は之に次で増加するものであること。
- (4) 所得の増加するに従ひ、衣服費、飲料費、交通費を支出する割合は増して來るが、一定の限界所得に達したる後は増減せな

パウエル氏の法則に依つて之を考ふるに、所得の少き者は食物費、燃料費、點燈費、住宅費等の絶對的生活費を辨するに急なるものであるが、所得が多くなるに従ひ、衣服費、飲料費、教育費、衛生費、保険費等をも段々に多く支辨することが出來、貯蓄に宛てることも出來る様になる譯である。

37) Bauer, „Die Konsumtion nach Sozialklassen“ in Handwörterbuch der Staatswissenschaften. 3 Aufl. VI. Bd. S. 126-127.

此の如く生計調査に關する法則より之を觀るも、所得少ければ最も強い慾望を充たすだけで我慢せねばならぬが、所得が多くなるに従ひ段々弱い慾望迄をも充たすことが出来る様になると斷定することが出来る。所で租税を課するといふことは各人の所得を減することになるのである、租税の爲めに所得が減すれば、各人は弱い慾望を充たさないで我慢せねばならぬ様にならうが、それが爲めに拂ふ犠牲は小所得に多く大所得に少いと云ふことが出来る、それはエンゲル并にパウエルの法則を適用して見て最も明瞭となる。

今一般に大小所得に對し比例税を課するとせんに、小所得者にありては、エンゲルの法則に依り食物費の割合は等比級數的に増して來る、換言すれば、食物費以外の慾望を充たす餘地は等比級數的に減するのである。是れ明に小所得には等比級數的に多くの犠牲を拂はしむるものとなるのである。之に反して大所得にありては、租税の爲めに所得が減じたとしても、租税の部分を除いて残れる所得が相當に大なる限り尙種々の慾望を充たす餘地が十分に存してゐる。之を住宅費に就て考ふるにパウエルの法則に依り租税の爲めに所得が減じても限界所得以下に落ちざる限り其割合を増減せないか若くは減することになる。假令其割合を減じたとしても贅澤なる住宅費に外ならざれば、其人に取りて差したる犠牲で無い。之を衣服費飲料費に就て考ふるに、パウエルの法則に依り、租税の爲めに所得が減じても、限界所得以下に落ちざる限り、其割合を増減せ

ないか、若しくは増すのである、是れ租税が衣服費や飲料費以外の慾望を制限するに止まることを證するものである、衣服費や飲料費が制限せられない位であるから、それより尙強い慾望を制限するに及ばないことは論する迄もない。是が故に大所得に取りては、租税の犠牲は大でないと言はねばならぬ。

是に依て之を觀れば比例税は小所得に大なる犠牲を拂はしめ、大所得に小なる犠牲を拂はしむるに止まることとなるのである、これは同一人に就て考へて見ても同じことで、所得が大なるに従て其拂ふ犠牲は段々小となるのである、換言すれば、所得の大となるに従つて擔税力はヨリ以上に進むのである。故に擔税力に應ずる課税をなさんとせば、所得の大となるに従つて、重い税率を適用せねばならぬ。

次に牛産的方面より觀察するに、所得が大なれば大なる程、容易に之を資本化することが出来る、蓋し小所得にありては、貯蓄は仲々容易なるものでない、所得が大となるに従て貯蓄は容易くなつて来る、前のパウエルの法則に鑒みるも所得の大なるに従ふて貯蓄の割合の増すことを立證することが出来る。貯蓄が多くなれば資本化することが多くなるのである。資本に就て考ふるに、資本が小額に止まつてゐるときは之を増殖するのは容易でないが、其額の大なるに従つて之を増殖することが容易となる、所謂金が金を産むといふが如きは、資本主義的社會に於ける資本

の増殖力を謳へるものである。スタインの唱へた資本増殖の法則も此意味に於て眞理である、ヤリグマンが富人は或意義に於て、收益遞増法に従ふものであると論じてゐるのも亦此意味に於て之を是認すべきである。³⁸⁾ 此の如く所得又は資本は其多くなるに従て其増殖力を増すのであるとすれば、人の經濟能力は所得や財産よりも更に速に進むものであるといふことが出来る、之を擔稅方に就て觀れば擔稅力は所得や財産の増すよりもヨリ以上に進むといふことが出来る、故に擔稅方に應ずる課稅を爲さんとせば所得や財産の多くなるに従ひて比例率以上の率を以て臨まねばならぬ。

處で、學者に依れば、或放資に向けられる所得には累進稅の適當なるものと逆進稅の適當なるものどがあり、兩者を平準して比例稅が適當であるといふ者がある。³⁹⁾ 累進稅の適當なる所以に就ては余の見解と異なる所がないが、逆進稅の適當なる所以に至つては大に吟味せねばならぬ、其說に依れば。

大所得者は小所得者よりも稅を出すことに就き一層重い苦痛を感ずる、即ち主觀的には同一金額をも大所得者は一層重く見積ることとなる、故に租稅より減する苦痛をして平等ならしめんが爲めには、寧ろ逆進課稅をしなくてはならぬこととなるといふのである。

此說は、主觀的には大所得者程同一金額を重く見積もることを主張するのであるが、之を同一人に就て云へば、所得が多くなればなる程一定單位に對する價値は大となるといふことに歸着する、故に此說は、效用の遞増することを論ずることとなる、是れ明に限界效用說を非認するもの

累進稅の根據に就て

38) Seligman: op. cit. p 291

39) 神戸博士: 累進稅の根據に就て、(經濟論叢第十一卷三號307-308頁)

である。論者は所得の消費に充てられる部分には累進が適當であるとし其理由は通説に従ひ經濟理論に於ける限界效用説を適用すべきであるとしてゐる。果して然らば、所得の消費に充てられる部分には限界效用説を適用すべきで、所得の放資に充てられる部分には效用遞増法を適用すべきであるのであらう。

併し乍ら放資に充てられる所得の部分に就て考ふるも、其所得の部分が大なれば大なる程、一定額に對する價值を増すものといふことが出來ぬ、放資に充つべき所得が大なれば大なる程一定額に對する價值が増すと云へば、放資に充つべき所得が小なれば小なる程一定額に對する價值が減すといふことになる、換言すれば初めて貯蓄をなすに至つた一定額の價值が最も小であるといふのである。處が實際はさうでない、貯蓄者に取つては初めて一定額を貯蓄するといふことが最も困難なることであるから、之を愛惜することも亦強い、従つて其主觀的評價は最も大となつて來るべきである。今茲に百圓を貯蓄したる人と千圓を貯蓄したる人があつて共に百圓を失つたとすれば、前者が之を惜む度は後者が之を惜む度よりは大でなければならぬ。果して然らば放資に向けられる所得の部分に於ても、效用遞増法が行はれると云はんよりは、效用遞減法が行はれると謂はねばならぬ。

論者或は所得を貨幣と同一視し、貨幣の個々の一定額には限界效用説を適用することが出來ぬと云ふかも知れぬ、貨幣の個々の一定額には限界效用説が行はれないといふことを主張する學者

もあるけれども、それは通説でない。假に一步を譲つて貨幣の個々の一定量には、限界效用説が行はれぬとするも、それより直に貨幣の個々の一定量には效用遞増法が行はれるといふ結論を抽出することが出来ぬ。若しさういふ結論が抜き出されるものとすれば、實に放資に向けられる貨幣所得に就ていふべきのみならず、消費に宛てられる貨幣所得に就ても云ひ得ねばならぬ。

更に進んで之を考ふれば、現代の經濟組織に於ては所得は貨幣の形に於て之を得ることが多いが、所得と貨幣とを同一視すべきでない、從て貨幣價值論を以て所得價值論に擬すべきでない。租税論上に於ては、所得の擔稅力を見れば足るのである。論者は大所得者が小所得者よりも租税を出すに就き苦痛を感ずること大なるを説くのであるが、租税を納むるに就きての苦痛の程度を判斷せんとなせば、必ずしも貨幣の形に於ける所得に就て之を見るを要せぬ、貨幣の形に依らざる所得に就て之を見ても可い。今放資に向けられる所得に就て之を見るを要せぬ、貨幣の形に依らざる乙が十頭を有する場合に於て羊一頭に對する主觀的價值は乙のよりも甲の方が大であり、兩人より租税として羊一頭を出さしむるときは其爲めに感ずる苦痛は、乙のよりも甲の方が大である、否甲乙より各半分を租税として取り上げても、爲めに感ずる苦痛は乙のよりも甲の方が大であると云ふべきである。蓋し資本化すべき所得の一定歩合が引き去られるときは、大所得にありては、其殘部の所得が相當に多い爲めに其増殖力は左迄減殺せられないが、小所得にありては、其殘部少く從て其増殖力は比較的多く減殺せられる、而して、此場合に於ては資本化の妨げられる程度

累進税の根據に就て

は其所得者に取つて苦痛となるのである。然るに大所得の資本化を妨げらるゝ程度は遙に小所得者のそれよりも小である、果して然らば放資に向けられる所得に就て考ふるも、大所得は小所得よりも苦痛を感ずることが小である、論者の説は誤であると謂はねばならぬ。

以上論するが如く所得の量を消費的と生産的との両方面より觀察するに、何れも所得の大となるに従つて、擔税力はそれよりも尙一層大となることが判つて來る。更に詳言すれば、極めて所得の小なる者にありては最低生活費を支ふる外餘裕がないから、専ら消費的方面の觀察となる、其最低生活費には殆ど擔税力がないから免税すべきものであるが、それは別論に屬するが故に茲に論せぬ。此最低生活費を支辨する以上の所得となれば、消費的と生産的との両方面より觀察し其所得の大なるに従ふて税率を高めて行かねばならぬ。所で消費的方面よりすれば一定の限度に達したる後は慾望を充足し盡して、更に所得を加ふるも慾望を増さぬこととなる。前述パウエルが生計調査に關する法則に就て考ふるも、衣服費飲酒費等を支出する割合は、一定の限界所得に達したる後は却て減するのである、それは衣服費飲酒費が如何に贅を盡しても、一定の限界を超えらるものでないことを反證してゐる。食物費、燃料費、點燈費は所得が大なるに従ふて生計費中に占むる割合は少くなるのであるから是れ亦一定の限界を超えぬものと云ふことが出来る。教育費衛生費は所得の大なるに従ふて生計費中の割合を増して來るものであるけれども、無限に延びて行くものでない、住宅費は一定の限界所得を超ゆれば、生産費中の割合を増して來るものである

けれども、大富豪が其住宅に贅澤を盡すとしても、其處に又上の方の限界が出来て来るであらう。之を平均人に就て考れば、其住宅費の如きも、所得を資本化せんとする慾望に依つて制限せられるが常である。此の如くして所得が多くなつて一定の限度に達すれば、其れ以上は、更に所得を加ふるも消費方面よりする犠牲には相違を生せぬことにならう、従て此方面より觀たる累進稅率は一定の限度より以上に之を進めることが出来なくなるのである。所で、生産方面より觀れば、それ以上になつても、放資に向けられる所得の増殖力は、益々大となるが故に、累進稅率は、尙益々進めて行かねばならぬ、併し乍ら消費方面よりする累進の理由が無くなつた丈けそれ丈け、累進の速度は多少緩かにならねばならぬ。

以上は普通の所得に就て述べた所である、其所得の放資に向けらるゝ部分に就て論じた所は、又之を従來既に資本となれるものに適用することが出来る。蓋し所得が放資に向けられるときは所得が資本化し、之を資本と見ても可いからである、即ち資本に對しても亦累進稅を課すべきである。

論者或は所得に累進稅を課すも資本には之を課してはならぬとする者がある。スタインの如しスタインは資本増殖の法則を説くも、一單位の資本に對する資本増殖力は大資本の場合に於て却て小であるとするからである、併し乍ら氏は同時に大資本が度々投資を繰り返へし、結果に於て大所得を得ることを説くのである、然らば投資を繰り返へす度合をも併せ考へ、其結果より逆に

累進稅の根據に就て

資本一單位の収益力を測定すれば、大資本の場合に於て大であつて小資本の場合に於て小である
と謂ふことが出来る、既に資本が大なるに従ふて増殖力が大なるといふことを許さば、資本に
對しても累進税率を適用することが出来ねばならぬ。

更に進んで不勞利得に就て見るに、同一の結論に達するけれども、説明は之を變更せねばなら
ぬ。蓋し不勞利得は生活の資料として當てにすべきでない、其收入は個人主體に取つて偶然的の
ものである、従つて其擔稅力は、普通の所得以上に之を有してゐる譯である、不勞利得を得たる
者が不勞利得を消費するや、之を絶對的生活費に投するよりは寧ろ娛樂的慾望并に奢侈的慾望の
充足に當てるであらう、而して其利得額の大なるに従つて益々さうなるのであるから不勞利得の
量に依つて累進税を課せねばならぬ。

加之、不勞利得は、其偶然性の程度に依つて擔稅方を異にする。即ち偶然性が大なれば大なる
程、之を失ふても愛惜の情が薄らぐものである。殆んど全く偶然に得たるものにありては、殆ん
ど全く之を失ふも、敢て惜しまないことにならう。之に反して不勞利得とはいへ、社會制度上其
利得を當然期待すべき者に於ては、之を失はゞ苦痛を感ずることが大であると言ひ得られる。是
に依つて之を觀れば不勞利得に同一率の租税を課するとせば、其偶然性に乏しきものにありては
犠牲が大となり、其偶然性に富むものにありては、犠牲が小となるべきである、故に不勞利得に
對しては、偶然性の大きなるに對しても亦累進税を課せねばならぬ。